

平成 25 年第 1 回筑紫野市議会臨時会（2 月） 提出議案について

平成 25 年第 1 回筑紫野市議会臨時会（会期：2 月 13 日から 2 月 15 日まで）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第 1 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行ったことから、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 24 年 3 月 15 日、福岡市南区での業務から公用車で帰庁の途中、前方を走る相手方の車両が停止したことに気づくのが遅れ、追突し、さらに相手方車両がその前方に停止していた車両に追突したことにより、車両の運転手 2 名を負傷させたものです。</p> <p>この事故に伴います損害賠償額に関して、2 名のうち 1 名については、去る 12 月 3 日の議会において承認をいただいておりますが、この度、もう 1 名についても損害賠償額について 59 万 7 千 564 円で示談協議が整い、平成 24 年 12 月 28 日付で専決処分を行ったところです。</p>	
議案第 1 号	平成 24 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 5 号）について
<p>補正の主な内容は、公有地の拡大の推進に関する法律 第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項の規定に基づき、筑紫野市石崎一丁目 209 番地 1 他 5 筆の土地譲渡の届け出、土地買収の申し出が土地所有者からなされたことから、筑紫野市土地開発公社に用地取得の依頼を行い、将来本市が当該土地を買い戻す際の金額を債務負担行為として定めるものです。</p> <p>当該土地は、合計で 1 万 8 千 336.35 平方メートルの面積で、土地開発公社から買い戻す場合の限度額としては 10 億 6 千 374 万円となっています。また、土地開発公社が資金を借り入れるための金融機関に対する債務保証として同額を計上しています。</p>	